

平成29年第2回定例教育委員会 会議録

1 日 時 平成29年3月28日(火) 15時30分開会

17時00分閉会

2. 場 所 長与町役場 4階第1委員会室

3. 出席者 教育長 勝本真二
委員 村上光子
委員 原田成信
委員 野口真知子
委員 古賀清彦

4. 会議に出席した職員

教育次長	帯田由寿
理事(兼学校教育課長)	近藤徳雄
教育総務課長	宮司裕子
生涯学習課長	山口利弘
教育総務課係長	和田久美子

5. 会議録

○帯田教育次長

ただいまより、3月の定例教育委員会を開催いたします。はじめに、勝本教育長にご挨拶をお願いいたします。

○勝本教育長

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。また、昨日は離任式に出席いただきましてありがとうございます。今年度も残すところ、あと数日になりました。学校では、卒業式、修了式が終わり、引き継ぎ、来年度の準備、また役場の中でも、異動が発表されまして、引き継ぎ等々で、1年の中でも一番多忙な時期になっております。おかげさまで、皆様の御支援、御協力により大きな事故等もなく、1年が終わろうとしています。これもひとえに、皆様方の御支援御協力の賜だと感謝しております。ありがとうございます

す。

今日は、施設使用料手数料の見直し等が議題の中心になるかと思いません。忌憚のない御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願ひします。甚だ簡単でございますが、開会に当たってのあいさつにかえさせていただきます。

○帯田教育次長

次に、2月23日に開催いたしました教育委員会の会議録について御承認をお願いいたします。ご承認いただけますでしょうか。

○委員

はい。

○帯田教育次長

ご承認ありがとうございます。

続きまして、報告でございます。初めに教育行政報告でございます。主なもののみ御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。教育総務課では、3月1日、長崎北陽台高等学校で、第36回の卒業式が執り行われ、276名の生徒たちが巣立っております。3月27日、本町教職員の離任式を執り行い、小・中学校、各19名の計38名が退職並びに町外へ転出をしております。次に、学校教育課では、3月15日、17日に小学校、中学校の卒業式を執り行い、小学校では388名、中学校では432名の計820名の子供たちがそれぞれ中学校、高校へと進学をしております。生涯学習課では、3月5日に文化協会設立40周年を記念いたしまして、教育委員会との共催になります清水ミチコショーを開催、533名の方においでいただきました。以上で教育行政報告を終わります。

次に、学校事故報告でございますが、事故等はあっておりません。続きまして、委任事項でございますが、これもございません。これをもちまして、報告を終わります。

○勝本教育長

以上までで御質問等ございませんでしょうか。ないようであれば、議事へ進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○帯田教育次長

それでは、ただいまより議事となりますので、勝本教育長に議事の進行をお願いいたします。

○勝本教育長

議案第2号、「平成29年度学校給食に関する答申に基づく決定について」の提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

2ページ目をお開きください。議案第2号、「平成29年度学校給食に関する答申に基づく決定について」、提案理由を申し上げます。学校給食運営委員会の学校給食に関する答申により、委員会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては担当課長より説明します。

○近藤理事

去る3月2日に、学校給食運営委員会を開催していただき、そこで、次年度の給食費の額並びに納入予定業者の選定について、御検討をいただいた上で、答申をいただいたところです。そのことについての議決をお願いするものです。

まず給食費は1カ月当たり小学校4,000円、中学校4,600円ということで、本年度と変わらない額での運営を予定しております。物価が高騰し、いろんな諸事情はあるのですが、消費税が10%に上がる時点で、値上げすることが想定される中で、短期間で繰り返しの値上げというのは、保護者の方の負担感も大きいということで、何とか努力をすることで、現状の給食費用でいきたいということで考えたということ聞いております。あわせて、業者の方は15業者を上げていただいております。給食運営委員会の中で、登録申請書であるとか、食品の衛生監視票で、適当であるかどうか、きちんとしっかり精査していただいた上で、15業者については、受け入れ可ということで決定した旨、答申を受けております。以上です。よろしく願いいたします。

○勝本教育長

議案第2号についての質疑はございませんか。

○村上委員

4ページ、業者指定の中で、昨年と変更があったのか、またはそのまま継続なのかお聞きしたいと思います。

○近藤理事

新規参入業者はございません。昨年と同様ということになっております。

○勝本教育長

他に質疑等ございませんか。ないようでしたら承認ということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○勝本教育長

では承認と認めます。続きまして、議案第3号、「長与町教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」につきまして提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長。

5ページをお開きください。議案第3号、「長与町教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」につきまして、提案理由を申し上げます。事務内容の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明します。

○宮司課長

それでは、6ページをお開きください。議案第3号の「長与町教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。平成28年4月の人事異動で学校教育課が1名増、同年11月に、教育総務課が1名減したことに伴い、事務内容の見直しを行い、所要の改正を行うものでございます。遠距離通学に関することと、日本スポーツ振興センターに関することを、教育総務課から学校教育課へ事務を移すことに伴う改正であります。7ページから新旧対照表を載せております。8ページから10ページが現行の内容となりますが、教育総務課に関しては、9ページの(16)の遠距離通学に関することと、(17)日本スポーツ振興センターに関することを、この表から除きまして、学校教育課の(23)の後に、(24)、(25)ということ載せております。11ページから13ページにかけて改正後の表を明記しております。この規則は、平成29年4月1日から施行することとしております。以上で議案第3号の説明を終わります。

○勝本教育長

議案第3号についての質疑はございませんか。

結局のところ、業務がスムーズにいくためにはこのようにした方がいいのではないだろうかということでお互い中身を見て、改革をしています。そういうことで改正したということ考えていただければと思います。異議はありませんか。

○委員

はい。

○勝本教育長

では、承認ということよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○勝本教育長

承認と認めます。

続きまして、議案第4号、「長与町特別支援教育支援員及び教員補助員取扱要綱の一部を改正する要綱」につきまして、提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

14ページをお開きください。議案第4号、「長与町特別支援教育支援員及び教員補助員取扱要綱の一部を改正する要綱」につきまして、提案理由を申し上げます。臨時職員に対する交通費が支給されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○宮司課長

それでは、15ページをお願いします。今回、全庁的に臨時職員に対して、条件を満たす場合は、日額300円の交通費を支給することが決定されました。教育総務課の方では、特別支援教育支援員と教員補助員についてこの対象になりましたので、4月より片道2キロ以上であるものに対して、片道150円の往復分の勤務日数に応じた金額を通勤手当として支給することに伴う改正になります。この改正に伴いまして、16ページから様式を変更しております。16ページの雇入書の様式の下の方になりますが、通勤に関する項目を追加しております。それから、18ページの承諾書も、6の賃金等のところに通勤手当の欄を一行追加させていただいております。20ページ、21ページになりますが、通勤届の様式を新たに加えております。この規則は、平成29年4月1日から施行することとしております。以上で、議案第4号の説明を終わります。

○勝本教育長

ありがとうございました。つまりは交通費が出るようになったということです。やっと少し改革されたということです。議案第4号についての質疑はございませんか。

○村上委員

交通費がつくということは大変喜ばしいことだと思いますが、2キロ以上の場合で片道150円ということは、2キロ以上、たとえば10キロ以上であっても、150円には変わらないということですか。

○宮司課長

今回は2キロ以上で日額300円ということになっておりますので、10キロ以上でも、300円ということになります。

○勝本教育長

パートさん方は、町内を優先的に雇っているものですから、町内基準と考えていただければと思っております。質疑はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○勝本教育長

ありがとうございます。続きまして、議案第5号、「長与町立公民館運営規則の一部を改正する規則」から議案第12号、「長与町陶芸の館の設置及び管理に関する条例設置施行規則の一部を改正する規則」につきまして、関連がありますので、一括して提案理由の説明を求めます。

○帯田教育次長

24ページをお開きください。議案第5号、「長与町立公民館運営規則の一部を改正する規則」から議案第12号、「長与町陶芸の館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

去る12月議会に、上程、可決いただきました使用料の改定に伴う減免規定を定めるものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明します。

○山口生涯学習課長

まず、議案の規則改正の説明の前に、先程、配付いたしました、公共施設等の施設使用料に対する減免団体についての資料に基づきまして、全体的な説明をさせていただきたいと思っております。これにつきましては、ホームページ及び広報ながよ4月号に掲載予定の原稿でございます。御承知のとおり12月議会におきまして、施設使用料の改正をお願いし、可決いただきました。

その後、各団体と町民の方からの要望もありまして、また、こちらといたしましても、高齢者の団体または青少年の団体につきましては減免等に対応したいということで作成したところでございます。この減免等につきましては、議会及びスポーツ振興審議会におきましても御説明を申し上げて、御承認を得ているところでございます。まず施設使用料の免除団体でございますが、減免率100分の100ということでしております。地域公民館連絡協議会とか婦人連絡協議会、町の青少年育成連絡協議会、町PTA等の社会教育関係団体、自治会、コミュニティー、国際交流協会、民生委員児童委員会等の公共的団体、社会福祉協議会、障害者福祉団体、町の老人連合会等の社会福祉関係団体、町体協、町文

化協会、課外クラブ、スポーツ教室、スポーツクラブという教育委員会が特別に認める団体、これらにつきましては、全公民館、体育施設等について免除するということしております。2番目の減免団体の①というところですが、これらについては、高齢者、青少年の団体に配慮いたしているところがございます。

町老人連合会に加入している老人クラブ65歳以上で構成する団体、町育成連絡協議会に加入している子供会、中学校課外クラブの学校管理外活動、小学校スポーツ教室の学校管理外活動、小中学校の児童生徒で構成する団体、これらにつきましては、会議室及び体育施設のうち体育館等につきましては、50%の減免、体育施設のうち運動場につきましては70%の減免ということでございます。

1枚開いていただいて、③の減免団体の②の方でございますが、町体育協会に加入しております体育協会及び自治会、これらが大会行事等以外で使用する場合におきましては、会議室等または体育施設等を使用する場合は50%減免をするということを決意をいたしております。最後に、減免後の金額につきましては、10円未満切り捨て、最低額を50円とし、50円だけは負担していただくということでございます。減免後の使用料を載せているところがございます。免除、減免の内容につきまして、各規則、議案第5号以下の規則に反映するために、今回規則改正ということをお願いをいたしております。これが規則改正の主な理由でございます。

それでは、議案第5号から第12号にかけまして説明をさせていただきます。

25ページをお開きいただきたいと思います。今、説明いたしました、この減免条項を反映させるために使用料の減免の条項を追加いたしますとともに、その減免率の内容につきまして、別表ということで、あげさせていただいております。

例えば、減免率100分の100に町の体育協会とか文化協会、100分の50のところ、老人クラブや高齢者の団体等を追加させていただいております。

6号議案から10号議案ですが、32ページをお開きください。公立公民館の第5号議案につきましては、町が主催する場合とか社会教育関係団体等については条例の方で、載せておりますが、議案第6号から15号につきましては、それが今まで規則に載っておりませんでしたので、別表のところ、(1)、(2)がありますが、町が主催する場合とか、社会教育関係団体、公共的団体または社会福祉関係団体ということで追

加をさせていただいております。

次に、議案第11号になりますが、64ページをお開きいただきたいと思っております。

つどいの家についてですが、これにつきましては、69ページがわかりやすいかと思っております。これにつきましては、今回使用料の改定は行っていないところですが、減免率の表記を、統一することによりまして、減免率100分の100とかの表記を若干変えさせていただいております。

それと、使用料の還付の基準につきまして、自己都合によるキャンセルについては還付しないことに改めまして、また、還付の率を、第8条(3)になりますが、100分の90以内ということでしたところを、町長が定める率ということに変更をしております。

次に12号になりますが、72ページをお開きいただきたいと思っております。陶芸の館の改正についてですが、今回、部屋の使用料ということで、1人1時間100円ということをお願いしております。

また電動ろくろの使用料を1時間100円ということをお願いしているところですが、その改正に伴いまして、規則全体の見直しを行いまして、例えば趣旨のところ第1条ですが、目的を趣旨に変えて、目的とするを、定めるものとするということで、若干表記的に変更を行っております。

また、3条のところ、休館日を毎週月曜日ということですが、実質的には日曜日から木曜日までということを書いております。次のページになりますが、先程、ご説明申し上げましたとおり、使用料の減免ということで上げさせていただいております。以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。御審議方よろしくお願いたします。

○勝本教育長

議案第5号から議案第12号までにつきましての質疑はございませんか。

○村上委員。

とりあえず65ページの改正後の第8条の(2)その他町長が適当と認めた場合、町長が定める率、これは、何か数字があるのかどうかということともう一つ、72ページの、第3条の説明で(1)日曜日から木曜日までということは、休みがいつなのか、解釈がちょっとできないのですが、日曜日から木曜日まで全部休みということになるのか、その説明をお願いします。

○山口課長。

まずはじめの65ページところにつきましては、第8条第3項、第2項に変わっておりますが、これにつきましては、従来還付する場合、9割ということで、納めていただいた9割還付ということでしておったところですが、今回、自己都合というキャンセルをなくしたものですから、天災、地震とか、台風とか、そういった天災の時は、全額を還付しましょうということで、町長が定める率ということで変えさせていただいております。ですから、100%減免ということになります。

それと72ページのところでございますが、実際、陶芸の館が、金曜日と土曜日しか開館をいたしておりません。そのことから、実態に応じたところで休館日を訂正させていただいたということでございます。

○村上委員

それでは、将来変わるということもあるかもしれないということで、とりあえずお休みを日曜日から木曜日までということは、それを引くと金曜日と土曜日しか開いてないのだなというふうに解釈をすればいいということになるわけですね。

はい、わかりました。

○勝本教育長

他にございませんか。

○野口委員

薄い方の資料で使用料減免団体の(2)の方ですけども、65歳以上を町内在住者が6割以上で構成する団体とありますが、こちらと両方、複雑で、わかりにくいのですが、町主催の講座がありますよね。文化講演会など、その場合は、集まった人たちの年齢層によって、変わるんですか。それとも町主催ということで、すべて減免ということになるのか、教えてください。

○山口課長

各公民館で行われている講座だけにとどまらず、陶芸の館で行われています講座、町民体育館等の体育施設で行われている講座、それにつきましては、社会教育法またスポーツ振興法で、町が果たすべき役割ということで、普及振興の中に入っております。

ですから、それらにつきましては、原材料費といいますか、生け花における花代とか料理教室における材料代等は有料になりますが、受講料自体は無料ということでさせていただいております。

○野口委員

ありがとうございます。

○勝本教育長

他にありませんか。

○原田委員

資料の方の対象となる事業等ということで、(1)に指定する団体が主催する大会行事等を行う場合は、使用料を免除するとなっていますが、少年ソフトの少年●●杯というふうな大会を開く時も免除になるということですか。

○山口課長

登録されている団体で、この対象団体に適用いたしますと、減免ということになります。

○帯田次長

小学校のスポーツ教室、それとか中学校の活動で学校の管理課の活動であれば100%減免ですね、ただ、中には、学校以外のスポーツクラブありますよね、それであればその町内の子どもが6割以上いる団体であれば、それに関しても減免をしようということで、ただ、その減免率が、今回は若干違うという形で、施設の場合は50%、グラウンドは70%減免しようというのが、今回の学校関係以外のスポーツクラブに対しての免除になっております。

○勝本教育長

他にございませんか。

○原田委員

今、6割以上町内の子どもたちがいた場合は免除の対象になると説明がありましたが、それは名簿等で確認をするわけですか。

○山口課長

一応、団体登録申請ということでお出しいただくようにしております。ですから、その中の年齢及び住所ということで、判断をさせていただくということにしております。公民館、体育施設、すべてでございますが、団体登録をしないと使用施設の使用ができないということでしたしております。

○勝本教育長

他に質疑はございませんか。

一応、これを使って、どうしてもって不具合があったら、また1年後ぐらいに見直しをしようと考えております。

では、質疑なしということで承認ということよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○勝本教育長

承認と認めます。続きまして、議案第13号、「長与町学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」から議案第16号、「長与シーサイドパークの施設及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましても、関連がございますので、一括して提案理由の説明を求めます。

○帯田次長

79ページをお開きください。議案第13号、「長与町学校体育館体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則」から、議案第16号、「長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

先程も御説明申し上げましたように、12月議会に上程可決していただきました、使用料の改定に伴う減免規定を定めるものでございます。この分は先程、公民館等の社会

各種施設で、今回は、体育施設という形で分けて御説明申し上げたいと思います。

詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○山口課長

それでは、13号から16号について説明させていただきます。80ページをお開きいただきたいと思います。第11条になりますが、使用料の減免ということで、先程、御説明しました減免関係を加えております。さらに、第10条になりますが、使用の手続ということで、体育館関係につきましても、使用日の7日前まで、運動場につきましても、使用日の前日までに、許可書の交付を受けるということに改定しております。

他第16号まで同じような改定でございますので、説明とさせていただきます。

○勝本教育長

第13号から16号までについて質疑はございませんか。

○野口委員

テニスコートもこの中に含まれますか。

○山口課長

テニスコートにつきましても、「都市公園条例施行規則」の中に含まれておりますので、この中に含まれておりせん。

○勝本教育長

他にございませんか。

○帯田次長

今回のスポーツ関係も先程最初に御説明しました2枚綴りの資料がわかりやすく表示したものであって、こちらは、どうしても法的な条文的なものに書きかえなくてははいけませんので、内容的には同じものですが、条例で示すところという事になってまいりますので、わかりにくいと思えますけども、基本的には最初にお示しましたこの分を条例化していると考えていただいて結構だと思います。以上でございます。

○野口委員

わかりました。

○勝本教育長

では、承認ということでよろしいでしょうか。

○委員

承認と認めます。

○勝本教育長

続きまして、議案第17号、「長与総合公園管理規程の一部を改正する規程」について、提案理由の説明を求めます。

○帯田次長

136ページをお開きください。議案第17号、「長与総合公園管理規程の一部を改正する規定」につきまして、提案理由を申し上げます。長与総合公園管理規程について、所要の改定を行うものでございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げます。

○山口課長

それでは、議案第17号について説明をいたします。町民体育館トレーニングルームの新設または町民体育館で行っています講座等が、人気がありまして来年度からまた2講座、増やすようにしております。それに伴いまして、従来、事務職員ということで配置していましたが代わりに代わりまして、公園体育指導員ということでお願いするようにいたしまして、トレーニングルーム、トレーニング器具の指導とか、スポーツ講座の補助に当たっていただくことで、平成29年度から、公園体育指導員になっていただく予定をしております。それに伴いまして、公園管理規程の事務員の職名を削除しまして、代わりに公園指導員の職名に管理運営事務を追加しまして、加えて、従来は勤務条件を示していませんでした、施設長及び公園指導員のですね、勤務条件を追加するものでございます。簡単ですが、説明とさせていただきます。

○勝本教育長

第17号の質疑等はございませんか。

○帯田次長

今まで、事務員という形で、体育館関係の仕事のお願いをしてきたのですが、どうしても先程課長が申したように、講座や、トレーニングルームの器具の説明をしていただくために、事務員ではなく、指導員を配置し、グレードアップを図るために、事務員という形の条例があった名前を、指導員という形に変えるというのが主な内容になります。以上でございます。おわかりいただきましたでしょうか。

○勝本教育長

質疑はありませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○勝本教育長

承認と認めます。

続きまして、議案第18号、「長与総合公園水泳プール臨時職員取扱要綱」について、提案理由の説明を求めます。

○帯田次長

140ページをお開きください。議案第18号、「長与総合公園水泳プール臨時職員取扱要綱」につきまして、提案理由を申し上げます。プール臨時職員の賃金及び雇用関係を新たに定めるものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。

○山口課長

それでは、議案第18号につきまして、説明をさせていただきたいと思っております。141ページをお開きさせていただきたいと思っております。従来、水泳プールの臨時職員につきましては、規定を設けておりませんでしたが、財政課から、指導がありまして、今回新たに規定を設けさせていただいております。

目的、区分、職務、任用期間、賃金等、勤務時間等、必要な条項について、作成して上げさせていただいております。よろしくお願いたします。

○帯田次長

今まで、プールの職員に対して雇用条件を明確にしてない生涯学習課に明確に雇用条件、賃金が1時間単位いくらで、どういう補償になっているのか、しっかりと明記をなささいという指導がありましたので、今回、この規則を上げさせていただいているのが現状でございます。

○村上委員

課長の説明によりますと今までなかった規則で、新しく作ったというふうに解釈してよろしいわけですか。今までもあったのですね。今までもあって賃金を払ったりはしていたけれどそれをきちんと規則として正式に明記し制定したと解釈していいわけですね。

○勝本教育長

他ございませんか。ないようでしたら承認ということによろしいでしょうか。

○委員

承認と認めます。

○勝本教育長

次にその他の方に移らせていただきます。

「長与町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則」について報告をお願いいたします。

○帯田次長。

143ページをお開きください。この規定も使用料の改定に伴うものでございます。

詳細につきましては担当課長より御説明申し上げます。

○山口課長

それでは、公園条例の施行規則の一部改正する規則について御報告をいたします。

これにつきましても今回の使用料の減免規定を盛り込んだものとなっております。それと合わせまして第13条の3号のところに、陶芸の館というのが、土地公園条例の中に入っておりましたので、それを削除いたしました。それと、別表中のところにグラウンドという表記がありますが、今のグラウンドということでの名称に変わっているということで、今回あわせたところで変えさせていただいております。145ページ以降のですね、別表第2のところが、先程、最初に御説明しました減免関係の条項となっております。以上簡単ですが、報告させていただきます。

○帯田次長

都市公園条例ですけども、うちのほうで報告という形になっているのは、都市計画課というのがございます。中尾城公園、総合公園を建設した課なのですが、そこが最初に条例等を作っていますので、教育委員会といたしましては、条例によって、業務を委託されるという形で教育委員会が委託されて今運営を行っているわけです。ただやはり条例は最初に作った課が改定等を行うことになっておりますので、今回報告という

形でさせていただいております。土木管理課だそうです。すいません。

○勝本教育長

その他何かありませんか。

○帯田次長

事務局の方からはございません。

○勝本教育長

ないようであれば、これをもちまして教育委員会を閉じたいと思います。
閉会いたします。

17時00分閉会